

東大阪市障害福祉サービス支給決定ガイドライン  
 主な変更・追加点

旧ページ	主な変更・追加点							
P5 下線追加	障害福祉サービス	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	居宅介護							
	重度訪問介護							
	同行援護							
	行動援護							
	療養介護						※1	
	生活介護			※2				
	短期入所							
	重度障害者等包括支援							
	施設入所				※3			
	共同生活援助※4							
	(略)							
※4 入浴、排せつ又は食事等の介護を伴う場合は、障害支援区分の認定（非該当～障害支援区分6）が必要です。								
(略)								

P 8  
下線追加

申請の種類	支給決定の有効期間の開始日	
新規	(略)	(略)
	計画相談支援、就労定着支援	受付日から (ただし、受付日以降で様式 18 号に希望の日の記載がある場合は、希望日から)
	<u>(障害児) 障害福祉サービス</u>	<u>受付日から 7 日以降の日 (要訪問調査)</u>
変更	障害福祉サービス (計画相談支援含む) 地域生活支援事業	受付日の属する月の翌月 1 日、 <u>または受付月の 1 日から</u> (2 人派遣等は除く) <例外> 短期入所の日数変更は受付月から変更可能
(略)	(略)	(略)

P 1 1  
下線追加

	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型	生活介護	一般就労企業等での雇用
自立訓練		○	○	○	○	○
就労移行支援			×	×	○	× ※2
就労継続支援 A 型				○	○	× ※1
就労継続支援 B 型					○	× ※1
生活介護						○

※2 利用者が就労支援の利用を経て就労した後は、引き続き当該就労支援を利用し就労移行支援サービス費を算定することはできない（施設外支援の対象となるトライアル雇用の期間を除く）。ただし、利用者の状態によって、就労移行支援事業所で引き続き訓練を受けながら働くことが、勤務時間や労働日数を増やすことにつながる場合や、新たな職種への就職を希望しており、就労移行支援の利用が必要である場合などもあることから、市が、利用者が就職したことを把握した上で、就労中の就労移行支援の必要性が認められると判断し、改めて就労移行支援の利用について支給決定を行った場合に限り、就職した後も新たに就労移行支援を利用することを可能とします。（令和元年11月5日付け障障発1105第1号障害福祉課長通知）

<支給決定を行うにあたり、勘案する事項>

- ① 就労移行支援を利用することにより、勤務時間や労働日数を増やすこと、又は新たな職種へ就職することにつながるか否か。
- ② 働きながら就労移行支援を利用することが利用者の加重的負担にならないか。
- ③ 他のサービスや支援機関ではなく、就労移行支援を利用することが適当であるか否か。

<p>P 1 2 下線追加</p>	<p><u>11 転入時の取扱いについて</u></p> <p><u>①障害支援区分認定の取扱い</u></p> <p><u>他市町村で障害支援区分の認定を受けている方は、東大阪市に転入してから14日以内に、障害支援区分認定証明書を添えて支給申請をお願いします。原則、証明書の内容をもって障害支援区分を認定し、転出元市町村で認定された有効期間の満了日までを有効とします。</u></p> <p><u>②支給決定の取扱い</u></p> <p><u>転入者は、転入後14日以内に、東大阪市の住民基本台帳担当窓口に入居届を行うとともに、転出元市町村から交付を受けた関係書類を添えて障害福祉認定給付課へ支給申請をしてください。実際に転入した14日以内に支給申請があれば、サービス利用の継続に支障がないよう、支給決定を行います。それ以降の支給申請の場合は、受付日からの支給決定を行います。</u></p> <p><u>支給決定の実施主体が、転出元市町村から東大阪市に変更となります。(居住地特例は、除く。)</u></p> <p><u>例) 12月1日に転入届を提出した時は、12月15日までが14日以内となります。</u></p> <p><u>12 転出時の取扱いについて</u></p> <p><u>転出者は、実際に転出する何日か前までに東大阪市の住民基本台帳担当窓口に入居届を行うとともに、障害福祉認定給付課に転出する旨の申請(様式1号)をお願いします。</u></p> <p><u>※注意</u></p> <p><u>居宅介護など市町村によって支給決定基準等が異なるサービスを利用している場合、市町村で必ずしも同様の支給決定がなされるものではありません。</u></p> <p><u>詳細は、転入出先の市町村へご確認をお願いします。</u></p>
-----------------------	--

P 1 5  
下線回答  
追加

Q10 通院等介助は、医療機関内での支援も算定として認められますか。

回答 医療機関内での移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものですが、障害の状態や特性等から院内での支援を必要とする場合は算定対象として認めています。適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等、以下の例が考えられます。

例)・院内の移動に介助が必要な場合

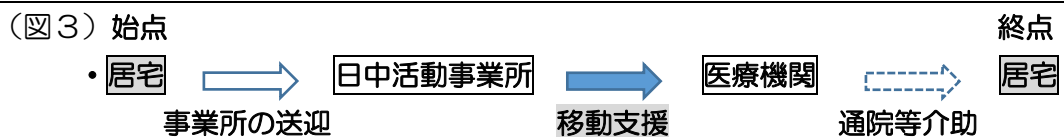
- ・知的、行動障害等のため見守りが必要な場合
- ・排泄介助を必要とする場合

また、通院の介助は、同行援護や行動援護により行うことも可能です。

P 1 6  
図変更

Q13 移動支援事業と通院等介助の併用ができる組み合わせは。

回答 居宅介護（通院等介助）は、自宅発着が原則のサービスですが、以下の組み合わせについてのみ例外的に認めています。



<p>P 2 2 吹き出し 追加</p>	<p>Q22 移動支援事業と行動援護は併給支給できますか。</p> <p>回答 下記の吹き出しを追加</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: 30%;"> <p>受給者証には、「うち移動支援 40 時間／月振替のため、利用可能 20 時間／月まで」と表記</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: 30%;"> <p>受給者証には、「うち移動支援 50 時間／月振替のため、利用可能 5 時間／月まで」と表記</p> </div> </div>
<p>P 2 4 回答追加・ 変更</p>	<p>Q23 基準の支給日数を超える短期入所の利用希望があった時はどのように決定しますか。</p> <p>回答 短期入所の基準日数は8日以内で、1年間の継続した決定をします。8日を超える支給については、利用者、家族、支援者、事業所等からの聴取を踏まえ、必要性を勘案して支給量を決定します。</p> <p>Q24 1年以上、基準の支給日数を超える短期入所の更新を繰り返している場合で引き続き同じ支給量で更新を希望されるときは、どのように決定しますか。</p> <p>回答 1年以上短期入所の更新を繰り返した実績がある場合は申請によって同じ支給量で1年間の決定を可能とします。ただし、更新の際には利用実績の確認を必要とし、利用実績等を勘案した上で、支給決定します。</p> <p>Q25 短期入所を、長期に連続して利用する場合、利用日数に上限はありますか。</p> <p>回答 短期入所を長期に連続して利用する場合は、30日までを限度とします。なお、連続して30日利用した後、1日以上利用しない期間があれば、再度連続した30日以内の利用は可能です。また、年間利用日数については、最初に短期入所を利用した日から起算して1年のうち、半分(180日)を目安にして下さい。</p> <p>長期におよぶ短期入所(連続30日や年間利用180日)の利用にあっては、計画相談支援の決定が必要となります。利用者にとって生活の維持につながるよう十分に留意する必要があり、計画相談支援専門員が利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を越えて短期入所の利用が特に必要と認められる時に限り、利用できる場合があります。</p>

P 2 9  
Q A 追加

Q 2 9

Q29 就労移行支援の利用を経て、一般就労した後、引き続き就労移行支援を利用できますか。

回答 利用することはできません。一般就労した場合には、市へ必ず適時報告をしてください。ただし、利用者の状態によって、就労支援事業所で引き続き訓練を受けながら働くことが、勤務時間や労働日数を増やすことにつながる場合や、新たな職種への就職を希望しており、就労移行支援の利用が必要である場合なども考えられます。市が、利用者が就職したことを把握した上で、就労中の就労移行支援の必要性が認められると判断し、以下の3点の勘案時効を踏まえ、改めて就労移行支援の利用について、支給決定を行った場合に限り、就職した後も新たに就労移行支援を利用することを可能とします。(参考P11)

〈支給決定を行うにあたり、勘案する事項〉

- ①就労移行支援を利用することにより、勤務時間や労働日数を増やすこと、又は新たな職種へ就職することにつながるか否か。
- ②働きながら就労移行支援を利用することが利用者の加重的負担にならないか。
- ③他のサービスや支援機関ではなく、就労移行支援を利用することが適当であるか否か。

P 2 9  
Q A 追加

Q 3 0

Q30 大学在学中の卒業年度に、就労移行支援を利用することができますか。

回答 大学(4年生大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。以下同じ)在学中の就労移行の利用については、以下の条件をいずれも満たす場合に支給決定し、利用することができます。

- ①大学や地域における就労支援機関等による就職支援の実施が見込めない場合、または困難である場合
- ②大学卒業年度であって、卒業に必要な単位取得が見込まれており、スクーリングの頻度等から就労移行支援の利用に支障がないもの
- ③本人が就労移行支援の利用を希望し、就労移行支援の利用により効果的かつ確実に就職につなげることが可能であると市が判断した場合

<p>P 3 1 下線追加</p>	<p>※2 在学中の障害支援区分認定申請時期について ～(略)～ 申請可能時期は、18歳到達年度の4月からとなります。サービス利用期間は翌4月1日での決定となりますが、18歳到達年度の1月～2月に受け入れ先サービス事業所を決定の上、再度申請をしてください。</p>
<p>P 3 4 Q33⇒35 下線回答 追加・変更</p>	<p>Q35 グループホームを利用している障害支援区分1以上の人が、居宅介護サービスの通院等介助を利用することは可能ですか。 回答 医師により定期的な通院が必要と判断された場合、国の通知（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課「ケアホームにおける重度障害者への支援等について」平成19年2月16日事務連絡）に基づき、通院等介助が月2回（上限16時間）に限って利用が可能としています。申請には医師の指示がわかるもの、例えば、<u>医師の診断書や医師が記載した医師意見書などの書類が必要です。また、医療機関は複数でも可能（医療機関ごとに診断書等が必要）</u>ですが、1回の利用は1医療機関に限られます。</p>
<p>P 3 4 Q34⇒36 下線回答 追加・変更</p>	<p>Q36 身体障害者の場合、65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用していることがグループホーム利用の要件ですが、知的障害者・精神障害者についても同様の扱いになりますか。 回答 知的障害者・精神障害者にはそのような要件はありません。<u>原則、介護保険優先となりますが、障害の特性により、グループホームの利用を市が適当と認めた場合は、支給決定します。</u> 以下、(略)</p>



<p>P 3 9 下線追加</p>	<p>⑤利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがない等、申請者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市が認める場合は、必要な障害福祉サービスを支給します。ただし、当該事情が解消されるまでの間に限ります。</p>
	<p><b>【障害福祉サービスと介護扶助費】</b></p> <p>○65歳以上の方については、生活保護受給者も介護保険が適用されます。</p> <p>○40～64歳の方(注1)(2号みなし)については、生活保護制度の他法優先により、原則、障害福祉サービスが優先となります。ただし、障害福祉サービスで提供できないサービス(訪問看護、福祉用具貸与等)は、介護扶助費が支給される場合があります。</p>
<p>P 4 4 Q40⇒42 下線回答 追加・変更</p>	<p><b>Q42</b> 障害児から障害者になる18歳の誕生日に提出する書類は何ですか。利用者負担額は18歳到達で申請したら変わりますか。</p> <p><b>回答</b> 障害福祉サービス及び地域生活支援事業については、18歳に到達した場合いったん支給決定を取消し、新たに障害者として支給決定を行います。提出書類は、新規申請と同じ手続きとなります。18歳到達で新たに申請する際は、保護者ではなく本人が申請者となるので、申請者(及び配偶者)の所得に応じた利用者負担額で決定します。ただし、放課後等デイサービスは、除きます。</p>
<p>P 4 6 Q43⇒45 下線回答 追加・変更</p>	<p><b>Q45</b> モニタリング報告書に提出期限はありますか。サービス更新月でないモニタリング月に報告書は必要ですか。</p> <p><b>回答</b> モニタリング報告書は、サービスの更新、追加、変更、一部取消、廃止に伴って必要となる書類であり、提出がないと支給決定が遅れます。申請書類と一緒に速やかに提出してください。以下の場合は、市へモニタリングの提出が必要となります。</p> <p>①支給決定の更新や追加、変更、一部取消、廃止が必要となる場合</p> <p>②対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合</p> <p>③モニタリング期間を設定し直す必要がある場合(モニタリング月の変更)</p>

P 4 6  
Q44⇒46  
下線回答  
追加

Q46 モニタリングが、本人や家族から状況を聞き取れず出来なかった場合、翌月になってもかまいませんか。

回答 対象者が不在等やむを得ない事情がある場合については、翌月でも認めています。その際は、事前に障害福祉認定給付課まで電話連絡が必要です。

P 5 1  
下線追加・  
変更

申請種類	計画相談支援を受ける方、または受けている方		セルフプランの方
(略)	(略)	(略)	(略)
追加 変更 一部取消	障害福祉	<input type="checkbox"/> 様式第1号 <input type="checkbox"/> 様式第24号(利用者負担の適用期間が変わる場合)	<input type="checkbox"/> 様式第1号
	計画相談	<input type="checkbox"/> サービス等利用計画案 <input type="checkbox"/> サービス等利用計画案【週間計画表】 <input type="checkbox"/> 直近のモニタリング報告書(継続サービス等利用支援)及び継続サービス等利用計画【週間計画表】 <input type="checkbox"/> 様式第17号(計画相談の支給期間が変わる場合)	<input type="checkbox"/> セルフプラン

P 5 2  
下線追加・  
変更

次の方の計画相談支援関係書類は、表のとおりです。

65歳以上の方等で  
介護保険サービスを受けている方

障害福祉サービス固有のものと認められるサービスの利用を希望する場合、障害福祉サービスの利用を確認するために、以下の①～③の書類のいずれかの提出を必要とします。

- ①障害福祉サービス利用を含む介護保険ケアプラン
- ②サービス等利用計画案(計画相談)
- ③セルフプラン